

商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則

(令2. 2.18)

(目 的)

第 1 条 この規則は、商品関連市場デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）に対する本協会の自主規制規則の適用について定める。

(定 義)

第 2 条 この規則において使用する用語の定義は、この規則で特に定めるほか、定款及び定款施行規則の定めるところによる。

(自主規制規則の適用)

第 3 条 自主規制規則の規定は、次条又は第5条に定めのない限り、商品関連デリバティブ専門特定業務会員（以下「商先会員」という。）に適用する。

(適用除外)

第 4 条 次の各号に掲げる自主規制規則の規定は、この規則の施行日から当該各号に掲げる日までの間、商先会員のうちこの規則の施行日において商品先物取引法第190条第1項の許可を受けている者（以下「特例商先会員」という。）には、適用しない。

- 1 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第15条及び第15条の2
本協会が別に定める日
- 2 「協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第3条から第7条まで
本協会が別に定める日
- 3 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第19条の規定のうち第2条、第3条、第5条及び第6条の2の準用
本協会が別に定める日
- 4 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第19条の規定のうち第10条から第14条までの読替及び第20条
金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号イに定める取引残高報告書を顧客に初めて交付する日
- 5 「緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」第2条及び第3条
令和3年3月31日
- 6 「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」第4条
令和3年3月31日
- 7 「協会の内部管理責任者等に関する規則」第19条
本協会が別に定める日

(読替適用)

第 5 条 別表1に掲げる自主規制規則の規定は、協会が商品関連市場デリバティブ取引等を行う場合において、この規則の施行日から本協会が別に定める日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用する。

2 別表2に掲げる自主規制規則の規定は、特例商先会員に対して、この規則の施行日から本協会が別に定め

る日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用する。

付 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

付 則 (令 2. 12. 15)

この改正は、令和3年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 別表1の「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第4条第7号柱書及びイの読替規定を改正。
- (2) 別表1の「協会の内部管理責任者等に関する規則」第6条第4項、第7条第1項、第11条の3第3号及び第14条の3第3号の読替規定を改正。

付 則 (令 3. 4. 28)

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 別表1の「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第4条第7号柱書及びイの読替規定を改正し、ニ及びホの読替規定を新設する。
- (2) 別表1の「『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」第9条第5号の読替規定を新設し、旧第5号の読替規定を第6号に繰り下げる。

付 則 (令 5. 2. 7)

この改正は、令和5年2月7日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

別表2の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条第1項第9号を削除し旧第10号を繰り上げ、リを読替規定を削除し旧ヌを繰り上げる。

(別表1)

(下線部分は読替え部分)

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
<p>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則</p>	<p>(協会の内部審査等)</p> <p>第 5 条 協会は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者(以下「広告審査担当者」という。)を任命し、第 4 条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>1 } (省 略)</p> <p>2 }</p> <p>2 } (省 略)</p> <p>3 }</p> <p>5 }</p>	<p>(協会の内部審査等)</p> <p>第 5 条 (同 左)</p> <p>1 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>5 }</p> <p><u>6 協会は、前 4 項の規定にかかわらず、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第 5 条第 1 項により読み替えられた「協会の内部管理責任者等に関する規則」第 14 条の 3 各号に掲げる者を広告審査担当者に任命することができる。</u></p>
<p>協会の外務員の資格、登録等に関する規則</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 } (省 略)</p> <p>5 }</p> <p>7 }</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>1 } (同 左)</p> <p>5 }</p> <p>7 }</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>(外務員資格)</p> <p>第 4 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。</p> <p>1 } 5 } (省 略) 6 }</p>	<p><u>8 特例商先外務員</u> <u>外務員のうち、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</u></p> <p><u>9 特例商先外務員(ディーリング限定)</u> <u>外務員のうち、協会の計算による商品関連市場デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。)に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</u></p> <p>(外務員資格)</p> <p>第 4 条 (同 左)</p> <p>1 } 5 } (同 左) 6 }</p> <p><u>7 特例商先外務員</u> <u>次のイからニまでに掲げる要件のすべてを満たす者であって、協会が必要であると認めて、本協会に対し令和3年6月30日までに認定申請を行い、本協会が認定した者、又は次のハからホまでに掲げる要件のすべてを満たす者であって、協会が必要であると認めて、本協会に対し認定申請を行い、本協会が認定した者</u></p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
		<p>イ <u>当該申請時において、日本商品先物取引協会（以下「商先協」という。）が実施する所定の試験に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」第4条第1号又は第3号に規定する要件を満たしている者</u></p> <p>ロ <u>当該申請時において、商品関連市場デリバティブ取引等に従事するために、本協会が指定する研修（以下「認定研修」という。）を修了した者</u></p> <p>ハ <u>当該申請時において、「協会の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者でなく、かつ、同項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者でない者</u></p> <p>ニ <u>商先法上の外務員の登録の取消し若しくは職務の停止又は商先協規則上の職務禁止の措置を受けていない者又は当該申請時においてこれらの措置の解除の日から一月を経過している者</u></p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
		<p>ホ <u>当該申請時において、令和3年7月1日以降に商先協が実施する所定の試験（本協会が指定するものに限る。）に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」第4条第1号又は第3号に規定する要件を満たしている者</u></p> <p>8 <u>特例商先外務員（ディーリング限定）</u> <u>以下に掲げる要件のすべてを満たす者であつて、協会員が必要であると認め、本協会に対し令和2年12月31日（商品先物取引法上の外務員の登録の取消し若しくは職務の停止又は商先協規則上の職務禁止の措置を受け、令和2年12月31日までにこれらの措置が解除されない者については、当該措置の解除の日から一月が経過する日）までに認定申請を行い、本協会が認定した者</u></p>
		<p>イ <u>当該申請時において、所属する協会員の計算による商品市場における取引を行うために必要な知識、経験及び資質を有していることを商先協が認めた者</u></p> <p>ロ <u>当該申請時において、認定研修を修了した者</u></p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>(商品関連市場デリバティブ取引等に係る特例)</p> <p>第 4 条の3 協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第3条に規定する登録を受けている外務員でなければ、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>1 } (省 略) 2 }</p>	<p>△ <u>当該申請時において、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者でなく、かつ、同項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者でない者</u></p> <p>(商品関連市場デリバティブ取引等に係る特例)</p> <p>第 4 条の3 (同 左)</p> <p>1 } (同 左) 2 }</p> <p><u>3 第4条第7号に規定する特例商先外務員資格又は同条第8号に規定する特例商先外務員資格(ディーリング限定)の認定を受けた者</u></p>
	<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、第4条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第2条第2号から<u>第7号</u>までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。</p>	<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、第4条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第2条第2号から<u>第9号</u>までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
<p>「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則</p>	<p>(登録原簿の記載事項)</p> <p>第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ } (省 略)</p> <p>ロ }</p> <p>ハ 外務員の種類(規則第 2 条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員四種外務員」の別をいう。)、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>(資格更新研修の特例)</p> <p>第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>1 規則第 18 条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)第 3 条各号に定める資格試験に合格した者</p> <p>2 } (省 略)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p>	<p>(登録原簿の記載事項)</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>イ } (同 左)</p> <p>ロ }</p> <p>ハ 外務員の種類(規則第 2 条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」、<u>「特別会員四種外務員」、「特例商先外務員」又は「特例商先外務員(ディーリング限定)」</u>の別をいう。)、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>(資格更新研修の特例)</p> <p>第 9 条 (同 左)</p> <p>1 規則第 18 条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)第 3 条各号に定める資格試験に合格した者<u>又は第 4 条第 7 号に規定する特例商先外務員資格若しくは同条第 8 号に規定する特例商先外務員資格(ディーリング限定)の資格の認定を受けた者</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>5 (省 略)</p>	<p>5 <u>特例商先外務員又は特例商先外務員(ディーリング限定)であって、受講義務期間中に商先協が実施する資格更新研修(本協会が指定するものに限る。)</u>を修了した者</p> <p>6 (同 左)</p>
<p>金融商品仲介業者に関する規則</p>	<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第 16 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第 4 条第 1 号から第 3 号までのいずれかの要件を具備していなければ、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>2 前項の外務員の職務の範囲は、外務員規則第 2 条第 2 号から第 4 号の区分に従うものとする。</p> <p>(資格更新研修の受講等)</p> <p>第 19 条 協会員は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員について、次の各号に定める期間(以下この条において「受講義務期間」という。)内に修了するように、外務員資格更新研修(以下「資格更新研修」という。)を受講させなければならない。</p> <p>1 外務員登録を受けた日後 180 日以内</p> <p>2 外務員登録を受けた日から 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内</p>	<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第 16 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第 4 条第 1 号から第 3 号まで及び同規則第 4 条第 7 号のいずれかの要件を具備していなければ、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>2 前項の外務員の職務の範囲は、外務員規則第 2 条第 2 号から第 4 号及び同規則第 2 条第 8 号の区分に従うものとする。</p> <p>(資格更新研修の受講等)</p> <p>第 19 条 (同 左)</p>
	<p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>1 受講義務期間の初日前 2 年以内に試</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>1 受講義務期間の初日前 2 年以内に試</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>験規則第3条各号に掲げる資格試験に合格した者又は資格更新研修を修了した者</p> <p>2 } (省 略) 3 }</p> <p>3 } (省 略) 5 } 10 }</p>	<p>験規則第3条各号に掲げる資格試験に合格した者、<u>外務員規則第4条第7号に規定する特例商先外務員資格若しくは同条第8号に規定する特例商先外務員資格(ディーリング限定)の認定を受けた者</u>又は資格更新研修を修了した者</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p>3 } (同 左) 5 } 10 }</p>
協会の内部 管理責任者等 に関する規則	<p>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</p> <p>第6条 内部管理統括責任者は、第4条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者(所属部署等における担当業務の遂行に責任を有する者をいう。以下同じ。)を内部管理統括補助責任者として定め、自己の職務を分担させることができる。</p> <p>2 } (省 略) 3 }</p> <p>4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験(以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p>	<p>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p>4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験(以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。<u>ただし、本協会が別に定める日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品</u></p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>5 } 5 } (省 略) 9 }</p> <p>(内部管理部門の管理職者等の資格取得)</p> <p>第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p><u>関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第 5 条第 1 項により読み替えられた外務員規則第 4 条第 7 号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）に係る内部管理統括補助責任者の職務を行わせる場合はこの限りではない。</u></p> <p>5 } 5 } (同 左) 9 }</p> <p>(内部管理部門の管理職者等の資格取得)</p> <p>第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。<u>ただし、本協会が別に定める日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第 5 条第 1 項により読み替えられた外務員規則第 4 条第 7 号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理部門の管理職者の職務を行わせる場合はこの限りではない。</u></p> <p>2 (同 左)</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</p> <p>第 11 条の 3 協会員は、第 11 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。</p> <p>1 令和 2 年 7 月 1 日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和 2 年 6 月 30 日以前に実施した会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第 4 条の 3 第 2 号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p> <p>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</p> <p>第 14 条の 3 協会員は、第 14 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部</p>	<p>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</p> <p>第 11 条の 3 協会員は、第 11 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。</p> <p>1 令和 2 年 7 月 1 日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和 2 年 6 月 30 日以前に実施した会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第 4 条の 3 第 2 号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p> <p><u>3 本協会が別に定める日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第 5 条第 1 項により読み替えられた外務員規則第 4 条第 7 号ロに規定する認定研修を修了した者</u></p> <p>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</p> <p>第 14 条の 3 協会員は、第 14 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>管理責任者に任命してはならない。</p> <p>1 令和2年7月1日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和2年6月30日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第4条の3第2号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p>	<p>管理責任者に任命してはならない。</p> <p>1 令和2年7月1日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和2年6月30日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第4条の3第2号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p> <p>3 <u>本協会が別に定める日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた外務員規則第4条第7号ロに規定する認定研修を修了した者</u></p>

(別表2)

(下線部分は読替え部分)

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
協会の投資 勧誘、顧客管理 等に関する規 則	<p>(顧客カードの整備)</p> <p>第 5 条 協会員は、<u>有価証券の売買その他</u>の取引等を行う顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。以下第 6 条の 2、第 8 条及び第 10 条において同じ。)について、<u>次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>氏名又は名称</u>2 <u>住所又は所在地及び連絡先</u>3 <u>生年月日(顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。)</u>4 <u>職業</u>5 <u>投資目的</u>6 <u>資産の状況</u>7 <u>投資経験の有無</u>8 <u>取引の種類</u>9 <u>その他各協会員において必要と認め</u>	<p>(顧客カードの整備)</p> <p>第 5 条 協会員は、<u>商品関連市場デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。)</u>を行う顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第 53 条第 1 号又は第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。以下第 6 条の 2、第 8 条及び第 10 条において同じ。)について、<u>第 1 号に定める事項又は第 2 号に定める事項のいずれかを記載した顧客カードを作成し、備え付けなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>次に掲げる事項</u><ol style="list-style-type: none">イ 氏名又は名称ロ 住所又は所在地及び連絡先ハ 生年月日(顧客が自然人の場合に限る。以下ニにおいて同じ。)ニ 職業ホ 投資目的ヘ 資産の状況ト 投資経験の有無チ 取引の種類

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p><u>る事項</u></p>	<p><u>リ</u> その他各協会員において必要と認める事項</p> <p><u>2</u> <u>次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ</u> <u>氏名又は名称</u></p> <p><u>ロ</u> <u>住所又は所在地及び連絡先</u></p> <p><u>ハ</u> <u>生年月日（顧客が自然人の場合に限る。以下ニにおいて同じ。）</u></p> <p><u>ニ</u> <u>職業</u></p> <p><u>ホ</u> <u>収入</u></p> <p><u>ヘ</u> <u>資産の状況</u></p> <p><u>ト</u> <u>投資可能資金額</u></p> <p><u>チ</u> <u>商品関連市場デリバティブ取引</u> <u>その他の投資経験の有無及びその程度</u></p> <p><u>リ</u> <u>商品関連市場デリバティブ取引に係る契約を締結する目的</u></p> <p><u>ヌ</u> <u>その他各協会員が必要と認める事項</u></p>